



発行 新潟県

第 95 号

令和5年12月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 53 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 54 新潟県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 55 新潟県プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（生活衛生課）
- 56 新潟県プール条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）

訓 令

- 16 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

告 示

- 1257 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1258 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1259 保安林の指定解除（治山課）
- 1260 保安林の指定解除（治山課）
- 1261 公共測量の実施通知（監理課）
- 1262 公共測量の終了通知（監理課）
- 1263 公共測量の実施通知（監理課）
- 1264 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 1265 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 109 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）
- 110 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

正 誤

- 令和5年12月5日付け県報第93号監査委員公表中（監査委員事務局）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第53号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(154) (略)</p> <p>(155) 旅館業法第3条第4項（同法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、教育委員会等の意見を求めること。</p> <p>(156) 旅館業法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。</p> <p>(156)の2～(271) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(154) (略)</p> <p>(155) 旅館業法第3条第4項（同法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、教育委員会等の意見を求めること。</p> <p>(156) 旅館業法第3条の2第1項<u>又は第3条の3第1項</u>の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。</p> <p>(156)の2～(271) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

新潟県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第54号

新潟県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>(許可申請書等の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可申請書等は、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 省令第1条の3第1項に規定する承継承認申請書 別記第1号様式の2</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第4条 省令第4条の2第3項第2号に規定する知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">営 業 の 種 別</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	営 業 の 種 別	旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)	旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合		<p>(許可申請書等の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可申請書等は、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第4条 省令第4条の2第3項第2号に規定する知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 電話番号</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">※ 営 業 の 種 別</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	※ 営 業 の 種 別	※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)	※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合	
(略)													
営 業 の 種 別													
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)												
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合													
(略)													
※ 営 業 の 種 別													
※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)												
※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合													

<p>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合</p>		<p>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合</p>	
<p>注 1・2 (略)</p>		<p>注 1・2 (略)</p>	
		<p>3 <u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載及び添付書類の1の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p>	
<p>旅館業の施設の構造設備</p>	<p>(略)</p>	<p>※</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>添付書類 1～3 (略)</p>		<p>添付書類 1～3 (略)</p>	
<p>(略)</p>		<p>4 <u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>第2号様式 (第2条関係) 旅館業承継承認申請書</p>		<p>第2号様式 (第2条関係) 旅館業承継承認申請書</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>合併</p>		<p>合併</p>	
<p>下記のとおり営業を分割承継したいので、旅館業法<u>第3条の3第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>		<p>下記のとおり営業を分割承継したいので、旅館業法<u>第3条の2第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>第3号様式 (第2条関係) 旅館業承継承認申請書</p>		<p>第3号様式 (第2条関係) 旅館業承継承認申請書</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>下記のとおり営業を相続したいので、旅館業法<u>第3条の4第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>		<p>下記のとおり営業を相続したいので、旅館業法<u>第3条の3第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	

第2条 新潟県旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

旅館業承継承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者	譲渡人	住 所		電話	() -
		氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)			
	譲受人	住 所		電話	() -
		氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)		生年月日	年 月 日

下記のとおり営業を譲渡したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名 称			
	所 在 地			
営 業 の 種 別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日			
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容				

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

(新潟県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県クリーニング業法施行細則(昭和41年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条の2 省令第2条の2第1項に規定する譲渡による地位の承継の届出書及び省令第2条の3第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の2によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の3第2項第2号に規定する同意書は、別記第3号様式の3によるものとする。</p> <p>第3条の3 省令第2条の4第1項に規定する合併による地位の承継の届出書及び省令第2条の5第1項に規定する分割による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の4によるものとする。</p> <p>別記 第1号様式 (第2条関係) (表) クリーニング所開設届 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">業務従事者数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業形態 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定洗濯物の 取扱いの有無 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ク リ ー ニ ン グ 師</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構 造</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	業務従事者数	営業形態 (○で囲む。)		指定洗濯物の 取扱いの有無 (○で囲む。)		ク リ ー ニ ン グ 師	(略)	構 造		<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条の2 省令第2条の2第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の2によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の2第2項第2号に規定する同意書は、別記第3号様式の3によるものとする。</p> <p>第3条の3 省令第2条の3第1項に規定する合併による地位の承継の届出書及び省令第2条の4第1項に規定する分割による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の4によるものとする。</p> <p>別記 第1号様式 (第2条関係) (表) クリーニング所開設届 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">※業務従事者数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※営業形態 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※指定洗濯物 の取扱いの有 無(○で囲む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 (略) 5 <u>クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ ク リ ー ニ ン グ 師</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※ 構 造</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	※業務従事者数	※営業形態 (○で囲む。)		※指定洗濯物 の取扱いの有 無(○で囲む。)		※ ク リ ー ニ ン グ 師	(略)	※ 構 造	
(略)	業務従事者数																				
営業形態 (○で囲む。)																					
指定洗濯物の 取扱いの有無 (○で囲む。)																					
ク リ ー ニ ン グ 師	(略)																				
構 造																					
(略)	※業務従事者数																				
※営業形態 (○で囲む。)																					
※指定洗濯物 の取扱いの有 無(○で囲む。)																					
※ ク リ ー ニ ン グ 師	(略)																				
※ 構 造																					

設 備

備考 必要に応じて別葉とすること。

第1号様式の2 (第2条関係)
(表)
無店舗取次店営業届

(略)

(略)	営業 区域	業務従事者数
指定洗濯物の取 扱いの有無 (○ で囲む。)		

添付書類
1～3 (略)

(裏)

(略)	構造の概要
(略)	構造の概要
ク リ ー ニ ン グ 師	

備考 必要に応じて別葉とすること。

※ 設 備

備考

- 1 必要に応じて別葉とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1、2及び4の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)

第1号様式の2 (第2条関係)
(表)
無店舗取次店営業届

(略)

(略)	※営業 区域	※業務従事者数
※指定洗濯物の取 扱いの有無 (○ で囲む。)		

添付書類
1～3 (略)

- 4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(裏)

(略)	※構造の概要
(略)	※構造の概要
※ ク リ ー ニ ン グ 師	

備考

- 1 必要に応じて別葉とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び3の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)

第4条 新潟県クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。
別記第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の2 (第3条の2関係)

譲渡
相続による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者

電話番号

氏 名

(法人の場合は、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄 ()

下記のとおり譲渡相続により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

譲 渡	譲渡人の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、事務所 所在地及び代表者の氏名)	
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
相 続	被相続人の氏名及び住所	
	相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	
	所 在 地	電話番号
無 店 舗 取 次 店	名 称	
	業 務 用 車 両 の 保 管 場 所	
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 業務従事者数
- (4) 業務従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名及び登録番号

(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

第5条 新潟県理容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(承継届)</p> <p>第29条の2 <u>施行規則第20条の2第1項に規定する譲渡による地位の承継の届出書又は施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第22号様式 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理理容師以外 の従業者</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容所と同一 の場所で開設 する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p>	(略)		管 理 理容師		管理理容師以外 の従業者	(略)	構造設備の概 要		理容所と同一 の場所で開設 する美容所		<p>(承継届)</p> <p>第29条の2 施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第22号様式 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">※管理理容師 以外 の従業者</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の 概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※理容所と同一 の場所で開 設する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1から3まで及び5の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p>	(略)		※管理 理容師		※管理理容師 以外 の従業者	(略)	※構造設備の 概要		※理容所と同一 の場所で開 設する美容所	
(略)																					
管 理 理容師																					
管理理容師以外 の従業者	(略)																				
構造設備の概 要																					
理容所と同一 の場所で開設 する美容所																					
(略)																					
※管理 理容師																					
※管理理容師 以外 の従業者	(略)																				
※構造設備の 概要																					
※理容所と同一 の場所で開 設する美容所																					

第6条 新潟県理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第24号様式の2を次のように改める。

第24号様式の2 (第29条の2関係)

譲渡
相続 による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 電話番号

氏 名

(法人の場合は、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄 ()

下記のとおり譲渡相続により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

譲 渡	譲渡人の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、 事務所所在地及び代表者 の氏名)	
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
相 続	被相続人の氏名及び住所	
	相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日
理 容 所 の 名 称		
理 容 所 の 所 在 地		電話番号

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(新潟県美容師法施行細則の一部改正)

第7条 新潟県美容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(承継届)</p> <p>第29条の2 <u>施行規則第20条の2第1項に規定する譲渡による地位の承継の届出書又は施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</u></p> <p>第22号様式 (第26条関係) (表) 美容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理美容師以外の従業者</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>添付書類 1～5 (略)</p>	(略)		管 理 美容師		管理美容師以外の従業者	(略)	構造設備の概要		美容所と同一の場所で開設する理容所		<p>(承継届)</p> <p>第29条の2 施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</p> <p>第22号様式 (第26条関係) (表) 美容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理 美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">※管理美容師以外の従業者</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1・2 (略) <u>3 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1から3まで及び5の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p> <p>添付書類 1～5 (略) <u>6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p>	(略)		※管理 美容師		※管理美容師以外の従業者	(略)	※構造設備の概要		※美容所と同一の場所で開設する理容所	
(略)																					
管 理 美容師																					
管理美容師以外の従業者	(略)																				
構造設備の概要																					
美容所と同一の場所で開設する理容所																					
(略)																					
※管理 美容師																					
※管理美容師以外の従業者	(略)																				
※構造設備の概要																					
※美容所と同一の場所で開設する理容所																					

第8条 新潟県美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第24号様式の2を次のように改める。

第24号様式の2 (第29条の2関係)

譲渡
相続による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 電話番号

氏 名

(法人の場合は、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄 ()

下記のとおり譲渡相続により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

譲 渡	譲渡人の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、 事務所所在地及び代表者 の氏名)	
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
相 続	被相続人の氏名及び住所	
	相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日
美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		電話番号

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

第9条 新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業施設の検査)</p> <p>第17条 知事は、第11条に規定する申請書、<u>第12条に規定する届出書(営業の譲渡に係るものに限る。)</u>、第14条に規定する届出書(許可営業者が届け出るものに限る。)<u>又は第15条に規定する届出書(復業に係るものに限る。)</u>を受理したときは、<u>必要に応じて</u>条例第4条の基準に係る事項について食品衛生監視員に検査させるものとする。</p>	<p>(営業施設の検査)</p> <p>第17条 知事は、第11条に規定する申請書、第14条に規定する届出書(許可営業者が届け出るものに限る。)<u>又は第15条に規定する届出書(復業に係るものに限る。)</u>を受理したときは、条例第4条の基準に係る事項について食品衛生監視員に検査させるものとする。</p>

(新潟県興行場法施行細則の一部改正)

第10条 新潟県興行場法施行細則(昭和59年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(譲渡承継等の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第1項の規定により<u>譲渡又は</u>相続による営業者の地位の承継をした者は、別記第3号様式による興行場営業承継届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>興行場(常設)営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>建築基準法の検査済証</td></tr> <tr> <td>敷地</td> <td>(略)</td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(裏)</p> <table border="1"> <tr><td>興行場の構造設備の概要</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	建築基準法の検査済証	敷地	(略)	建物		興行場の構造設備の概要	(略)	<p>(相続承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第1項の規定により相続による営業者の地位の承継をした者は、別記第3号様式による興行場営業承継届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>興行場(常設)営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>※建築基準法の検査済証</td></tr> <tr> <td>※敷地</td> <td>(略)</td> <td>※建物</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>営業者から当該営業を譲り受けた者は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(裏)</p> <table border="1"> <tr><td>※興行場の構造設備の概要</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>備考 <u>営業者から当該営業を譲り受けた者は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u>。</p>	(略)	※建築基準法の検査済証	※敷地	(略)	※建物		※興行場の構造設備の概要	(略)
(略)																	
建築基準法の検査済証																	
敷地	(略)	建物															
興行場の構造設備の概要																	
(略)																	
(略)																	
※建築基準法の検査済証																	
※敷地	(略)	※建物															
※興行場の構造設備の概要																	
(略)																	

第11条 新潟県興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第3条関係)

興行場営業承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所 電話 ()

氏 名
 (法人の場合は、名称
 及び代表者の氏名)

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄 ()

下記のとおり興行場の営業の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

興 行 場	名 称			
	所 在 地			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	
譲 渡	譲 渡 人 (法人の場合は、 名称、事務所所在地 及び代表者の氏名)	氏 名		
		住 所		
	譲 渡 年 月 日	年 月 日		
相 続	被 相 続 人	氏 名		
		住 所		
	相 続 開 始 年 月 日	年 月 日		

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が法人の場合は、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 興行場営業者相続同意証明書

(新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正)

第12条 新潟県公衆浴場法等施行細則(平成4年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(譲渡等承継届出書の様式)</p> <p>第3条 省令第1条の2又は省令第2条に規定する承継届出書は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">公衆浴場営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">(略)</td> <td style="width: 100px;">種 類</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離</td> </tr> <tr> <td>営業時間</td> <td>入浴料金</td> </tr> </table> <p>注 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。</p> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">営業施設の構造設備の概要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	種 類	一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離		営業時間	入浴料金	営業施設の構造設備の概要	(略)	<p>(相続承継届出書の様式)</p> <p>第3条 省令第2条に規定する承継届出書は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">公衆浴場営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">(略)</td> <td style="width: 100px;">※ 種 類</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離</td> </tr> <tr> <td>※営業時間</td> <td>※入浴料金</td> </tr> </table> <p>注 1 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。</p> <p>2 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</p> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p>5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">※営業施設の構造設備の概要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	※ 種 類	※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離		※営業時間	※入浴料金	※営業施設の構造設備の概要	(略)
(略)	種 類																
一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離																	
営業時間	入浴料金																
営業施設の構造設備の概要																	
(略)																	
(略)	※ 種 類																
※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離																	
※営業時間	※入浴料金																
※営業施設の構造設備の概要																	
(略)																	

第13条 新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

公衆浴場営業承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
電話 ()
届出者 氏名
(法人の場合は、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄 ()

下記のとおり公衆浴場の営業の承継をしたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

公衆浴場	名称				
	所在地	(電話)			
	種類	一般公衆浴場	その他の公衆浴場()		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
譲渡	譲渡人 (法人の場合は、 名称、事務所所在地 及び代表者の氏名)	氏名			
		住所			
	譲渡年月日	年 月 日	年 月 日		
相続	被相続人	氏名			
		住所			
	相続開始年月日	年 月 日	年 月 日		

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が法人の場合は、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
(新潟県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。次項において同じ。)を譲り受けた者に対する第1条の規定による改正前の新潟県旅館業法施行細則別記第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の新潟県旅館業法施行細則第4条の規定は、施行日以後に旅館業の施設に宿泊(旅館業法第2条第5項に規定する宿泊をいう。以下この項において同じ。)を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。
(新潟県クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第3条の規定による改正前の新潟県クリーニング業法施行細則別記第1号様式及び別記第1号様式の2の規定の適用については、なお従前の例による。
(新潟県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第5条の規定による改正前の新潟県理容師法施行細則別記第2号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
(新潟県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第7条の規定による改正前の新潟県美容師法施行細則別記第2号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
(新潟県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前に興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に対する第10条の規定による改正前の新潟県興行場法施行細則別記第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
(新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 施行日前に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に対する第12条の規定による改正前の新潟県公衆浴場法等施行細則別記第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第55号

新潟県プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟県プール条例の一部を改正する条例（令和5年新潟県条例第29号）の施行期日は、令和5年12月13日とする。

新潟県プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県プール条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県プール条例施行規則（平成19年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(水質の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、海水又は温泉水を貯水槽の水の原水として利用する場合であって、その性状により同項各号(第5号を除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(譲渡による承継の届出)</u></p> <p>第8条の2 <u>条例第9条第2項の規定による譲渡に係る届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>プールの名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>許可年月日及び許可番号</u></p> <p>(4) <u>プールを譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(5) <u>譲渡した日</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、プールの譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貯水槽等及び附帯設備の管理基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 採暖槽等を設ける場合にあつては、海水又は温泉水をこれらの水の原水として利用する場合であつて、その性状により第6号(オ及びクを除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができること。</p>	<p>(水質の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、海水又は温泉水を貯水槽の水の原水として利用する場合であつて、その性状により同項各号(第5号を除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。<u>この場合において、貯水槽の水の原水として利用する温泉水は、温泉水の飲用利用基準を満たすものでなければならぬ。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貯水槽等及び附帯設備の管理基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 採暖槽等を設ける場合にあつては、海水又は温泉水をこれらの水の原水として利用する場合であつて、その性状により第6号(オ及びクを除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができること。<u>この場合において、採暖槽等の水の原水として利用する温泉水は、温泉水の飲用</u></p>

(9)～(11) (略) 3・4 (略)	利用基準を満たすものでなければならないこと。 (9)～(11) (略) 3・4 (略)
-------------------------	---

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第6条第3項及び別表第2の改正は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和5年12月13日から実施する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係） (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		別表第6 （第15条関係） (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	(1)～(10) (略) (11) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。 (12) (略) (12)の2 新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号） <u>第2条第3項</u> の規定による営業の再開の届出を受理すること。 (13)～(35) (略)	保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	(1)～(10) (略) (11) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項 <u>又は第3条の3第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。 (12) (略) (12)の2 新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号） <u>第2条第3号</u> の規定による営業の再開の届出を受理すること。 (13)～(35) (略)
(略)		(略)	

告 示

◎新潟県告示第1257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
アイランド薬局 糸魚川店	糸魚川市南寺町1-1-8	育成医療・更生医療	令和5年12月1日
カワセミ薬局	糸魚川市南押上1丁目16-35	育成医療・更生医療	令和5年12月1日

◎新潟県告示第1258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
十日町高田薬局	十日町市高田町3丁目西107	育成医療・更生医療	令和5年12月1日
いなだ薬局	上越市稲田3丁目123-2	育成医療・更生医療	令和5年12月1日

◎新潟県告示第1259号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年12月12日

新潟県新潟地域振興局長

- 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市西蒲区間瀬字磯山7479の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1260号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年12月12日

新潟県新潟地域振興局長

- 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市西蒲区間瀬字磯山7479の1（次の図に示す部分に限る。）、7843の2
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1261号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業十日町市山谷稲葉地区用地測量）
- 2 作業期間 令和5年11月22日から令和5年12月26日まで
- 3 作業地域 十日町市山谷地内

◎新潟県告示第1262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年9月28日から令和5年11月27日まで
- 3 作業地域 上越市大潟区渋柿浜外地内

◎新潟県告示第1263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザデータ解析）
- 2 作業期間 令和5年11月1日から令和6年3月9日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市北鶴島地区

◎新潟県告示第1264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年12月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 南魚沼都市計画道路
 - (2) 名称
 - 3・4・2号 西浦佐駅前線
 - 3・4・3号 芹田北島線
 - 3・6・4号 市野江本町線
 - 3・4・6号 浦佐茗荷沢線
 - 3・6・7号 上島前島線
 - 3・5・9号 本町新町線
 - 3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
 - 3・4・14号 田町線
 - 8・7・1号 浦佐東西線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・2号 西浦佐駅前線
 - ア 追加する部分
南魚沼市浦佐の一部
 - イ 削除する部分
なし
 - (2) 3・4・3号 芹田北島線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
 - (3) 3・6・4号 市野江本町線

- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (4) 3・4・6号 浦佐茗荷沢線
- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (5) 3・6・7号 上島前島線
- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (6) 3・5・9号 本町新町線
- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (7) 3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (8) 3・4・14号 田町線
- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (9) 8・7・1号 浦佐東西線
- ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
- (1) 期間 自 令和5年12月12日
至 令和5年12月26日
- (2) 場所
- ア 南魚沼市六日町960 (〒949-6680)
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
 - イ 南魚沼市六日町180-1 (〒949-6696)
南魚沼市建設部都市計画課
 - ウ 南魚沼市浦佐1188番地2 (〒949-7392)
大和市民センター
 - エ 南魚沼市塩沢1370番地1 (〒949-6492)
塩沢市民センター
- 4 意見書の提出方法
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者
南魚沼市の住民並びに利害関係人

- 6 意見書の提出期限
令和5年12月26日(火)(必着のこと。)

◎新潟県告示第1265号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
令和5年12月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和5年11月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
南魚沼市西泉田字浦田178番6	5.00	41.99

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
令和6年度警備艇「えちご」定期検査工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和5年11月1日
- 5 落札者の氏名及び住所
東和造船株式会社
新潟県新潟市中央区万代島3番1号
- 6 落札価格
106,700,000円
- 7 入札公告日
令和5年9月19日
- 8 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、大型滑走式マイクロトームの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年12月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
大型滑走式マイクローム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和6年3月29日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年12月18日(月)午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき

- は、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高周波手術装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年12月12日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高周波手術装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年12月25日（月）午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年12月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 - 36,744
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 329,650
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,231
新潟市東区	37,568
新潟市中央区	49,326
新潟市江南区	19,007
新潟市秋葉区	21,233
新潟市南区	12,235
新潟市西区	43,530
新潟市西蒲区	15,557
長岡市三島郡	74,590
上越市	52,019
三条市	26,564
柏崎市刈羽郡	23,661
新発田市北蒲原郡	30,259
小千谷市	9,521
加茂市南蒲原郡	10,505
十日町市中魚沼郡	16,571
見附市	11,081
村上市岩船郡	17,673
燕市西蒲原郡	24,122

糸魚川市	11,372
妙高市	8,612
五泉市東蒲原郡	16,447
阿賀野市	11,447
佐渡市	14,508
魚沼市	9,650
南魚沼市南魚沼郡	17,223
胎内市	7,895

◎新潟県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年分 (単位 円)
[その他の団体]

こかじなりや後援会

報告年月日 05.12.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

住民の声で政治を変えよう会

報告年月日 05.11.13

1 収入総額	168,621	
本年收入額	168,621	
2 支出総額	168,620	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費（2人）	1,000	
寄附	167,621	
個人分	167,621	
4 支出の内訳		
経常経費	2,380	
備品・消耗品費	1,480	
事務所費	900	
政治活動費	166,240	
機関紙誌の発行その他の事業費	106,240	
機関紙誌の発行事業費	70,600	
宣伝事業費	35,640	
その他の経費	60,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
青木栄二	167,621	燕市

すさ武史後援会

報告年月日 05.10.06

1 収入総額	97,505
前年繰越額	7,505
本年收入額	90,000
2 支出総額	95,897

3 本年收入の内訳	
寄附	90,000
個人分	90,000
4 支出の内訳	
政治活動費	95,897
機関紙誌の発行その他の事業費	95,897
機関紙誌の発行事業費	95,897
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	90,000

長岡を良くする会
報告年月日 05.10.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中川幹太後援会
報告年月日 05.03.08

1 収入総額	2,161,671	
前年繰越額	1,141,671	
本年收入額	1,020,000	
2 支出総額	0	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,020,000	
個人分	1,020,000	
4 寄附の内訳		
〔個人分〕		
中川幹太	1,000,000	上越市
年間5万円以下のもの	20,000	

藤田明美後援会
報告年月日 05.10.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

村上市岩船郡花角後援会
報告年月日 05.12.04

1 収入総額	583,744
前年繰越額	583,738
本年收入額	6
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	6
1件10万円未満のもの	6

正 誤

令和5年12月5日付け監査委員公表（監査結果報告公表）中
15ページの
「

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農村整備部	令和5年11月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 県営湛水防除事業の排水機場建屋建設工事において、建築基準法第18条第2項で義務付けられている建築主事への事前通知を行っておらず、同条第3項に基づく確認済証の交付を受けずに工事を実施していた。また、同条第16項で義務付けられている工事完了通知も行っていなかった。 法律に基づいた適正な事務手続を行われない。

」

は、

「

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農村整備部	令和5年11月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 県営湛水防除事業の揚水機場建屋建設工事において、建築基準法第18条第2項で義務付けられている建築主事への事前通知を行っておらず、同条第3項に基づく確認済証の交付を受けずに工事を実施していた。また、同条第16項で義務付けられている工事完了通知も行っていなかった。 法律に基づいた適正な事務手続を行われない。

」

の誤り。